

### 第3回内閣府政策会議（概要）

- 日 時：平成21年11月10日（火）17:15～18:25
- 場 所：衆議院第二議員会館第1会議室
- 出席者：古川副大臣、大島副大臣、大塚副大臣、津村政務官、田村政務官、泉政務官
- 議 題：
  - ・平成22年度内閣府税制改正要望
  - ・平成21年度版自殺対策白書及び自殺対策緊急戦略チーム
  - ・地方分権改革推進委員会「第4次勧告」、義務付け・枠付け見直しの各省回答状況

#### 1. 会議冒頭あいさつ

（大島副大臣）できるだけ活発に御意見を交換させていただいて、政策決定に生かしていきたいと思うので、今日も活発な御意見を宜しくお願ひしたい。

（田中衆議院内閣委員長）これから本格的に委員会が質疑に入ってくるので、これからは是非皆様の御協力をお願いしたい。また、衆・内閣委員会は、水曜日、金曜日が定例であるから、火曜日を定例とさせていただくという提案をしたい。

#### 2. 大島副大臣から、平成22年度内閣府税制改正要望および自殺対策について説明。

[資料：平成21年版自殺対策白書]

大塚副大臣から、地方分権改革推進委員会の「第4次勧告」、義務付け・枠付け見直しの各省回答状況について説明。[資料：地方分権改革推進委員会第4次勧告（概要）、義務付け・枠付け見直しの回答状況]

#### 3. 出席議員からの主な発言

（首藤信彦議員）自殺対策について、国が予算を付けて県が消化するときに、県によって100%自殺対策に使われるという担保はどこにあるのか。この問題は国が責任を持ってやらなければならないので、そのやり方に問題があるのではないか。コストパフォーマンスについてはどうか。

（大島副大臣）2次補正のスキームを前提としているもの。国のキャンペーンがかえって自殺を増やしてしまうという意見もあつたりする。自殺対策として国として来年は9千万円の予算しかとっていないので、どのように都道府県を含めてやっていくかということはこれからの議論。

- (平岡秀夫議員) 地方分権改革推進委員会を民主党政府としてどれだけ評価しているのか。第4次勧告について、どう評価しているのか。民主党政権としてこれからどのように進めていくのか。今日も総務省の政務三役がいない中で、この話の全体がちゃんと説明できるのか。
- (大塚副大臣) 地方分権改革推進委員会は、前政権下でつくられ、運営されてきたものであり、必ずしも民主党の考え方と一致しない部分がある。新たに民主党政権下における地域主権推進の体制がこれからつくられようとしている。勧告の中で新政権の考え方に沿ったものについては、前向きに対応している。私は地域主権推進を担当させていただいている観点で説明をしているが、勧告の個別の内容については、各省庁毎に御検討いただくという関係にあるということをお理解いただきたい。
- (石田芳弘議員) 第4次勧告の次にどういう展開をしていくかが非常に大事で、国家戦略として地域主権をやるべき。地方議会改革を視野に入れた国家戦略を要望したい。地方議会でも政治主導で、地方議員に勇気を与え、やる気を出させるようなスキームをつくっていただきたい。
- (石毛鏡子議員) 条例へ委任するに当たっても、国としての責任で基本的なコンセプトが必要。
- (大塚副大臣) そもそも土台となる国の政策そのものについてどうあるべきかということ、国が大きな方向を決めた中でのある部分について条例に委ねてもいいのではないかということの2層構造になっている。今後、各省庁の政務三役との折衝の過程において、そのような根源的な議論も行われるかもしれないが、マニフェストにまとめられた考え方をベースに判断していく作業になる。そのベースそのもの議論は、それぞれ所管の省庁の政策会議においてやっていただくという感じになる。
- (平岡秀夫議員) 義務付け・枠付けの見直しについて、どのような立法形式で改正していくのか。一括法形式になると思うが、そうだとすると、どこかのタイミングでコンセプト、方向性を出して一括法に盛り込むという仕組みでやらなければいけない。それは、まさに地方分権改革推進委員会の勧告の受け止め方に関係してくる。
- (大塚副大臣) 一括法は来年の通常国会に提出する予定であるが、勧告を受けての法改正のやり方やスケジュールについては、これから議論をすることでもあり、最終的には今後の政策会議における先生方からの御意見をいただく中で決まっていく。
- (後藤祐一議員) 自殺の関係では、中小企業の経営者が借金を返せなくなったという理由で、という話をよく聞く。自殺対策白書はメンタルなことはまとめてあるが、金融面における対応はないのか。特に中小企業の経営者の生命保険や債務保証、自己破産したときのことについて、せめて、先進国との比較が白書にあるわけだから、ほかの国ではどうなっているのかというレベルぐらいは検証する必要があるのではないか。
- (田中慶秋衆議院内閣委員長) 自殺の問題は、中小企業の経営者の人たちに一番多い。現実には保険はほとんど金融機関が持っていつてしまったり、足りなくて逆に追加担

保を求められたりということをお願いしすぎており、そこをはっきりさせてやっていかなければならない。

(石毛鏡子議員) 原因・動機別の自殺者数及び構成比について、健康問題、経済・生活問題、家庭問題となっているが、何が理由だったかということをもっとブレイクダウンしていただかないと政策に結びつかない。

(郡和子議員) 自死遺族の皆さんは、ケアされる立場からケアする立場にもなり得る方々で、ネットワークができています。この辺についても政策面でフォローアップしていただけるようお願いしたい。

(井戸まさえ議員) フィンランドの事例でかなりの数の自殺を減らしたとき、国の責務として何を一番やらなければならなかったのかということについて、一つは国の医療機関をつくったことと、もう一つはマスコミ対策がある。キャンペーンが逆効果であるということをしかりと認識した上で対策を立てていただきたい。

(大塚副大臣) 金融行政の指導の延長線上でできることとできないことがあるが、勿論金融行政の対象としてできることはやる。公的金融機関が個人保証を取るようなことはさせないということがマニフェストに書かれているので、いずれかの時期に実現をする方向で対応することだと思っている。連帯保証の問題も、自己破産の問題も、金融行政の延長線上でできることはやるが、法制の不備によって経済苦が拡大するような社会は是正をしなければならぬという思いである。

(田中慶秋衆議院内閣委員長) 金融庁において、法的な問題も含めて、本当の意味での対策を是非やってほしい。

(大島副大臣) 自殺について、相談することで大体立ち直ろうという意識を持たれる方が多い。法整備の手前の段階でどういう方策ができるのか考えなければいけない。自死遺族の方に逆に働きかける側にもなっていただくということも一つあると思うので、それも検討させていただきたい。自殺報道についても、対策として考えなければいけないと思っている。地域毎の対策を立てるためには、地域毎に経済問題なのかあるいは家庭の問題なのかということ踏まえながらきめ細かい政策を打たなければいけないということはそのとおりで、今考えているところ。

(柳澤参議院内閣委員会筆頭理事) 2006年に自殺対策基本法ができて、大綱ができ、推進室ができ、手続は踏んできているが、もう一步進みきれていない。もう一回抜本から、パフォーマンスではなくて、国を挙げてやる必要がある。

(神本美恵子議員) 男女共同参画の政策について議論をする場が必要。

(その他の意見)

・自殺統計データの取り方について

(以上)